

## 島根県働きやすい看護職場づくり支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 県は、看護職員の確保定着を図ることを目的とし、県内病院が働きやすい職場づくりを促進するため、病院内のコーディネーター及びプロジェクトチームによる職場環境づくりを行う事業に対して補助金を交付する。

2 前項の補助金交付にあたっては、平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱(平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号厚生労働事務次官通知の別紙)に基づき造成された基金を財源の一部として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知の別紙)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる事業者は、島根県内に所在する病院の開設者とする。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、第2条に規定する事業者が、病院内にコーディネーターを配置するとともに、プロジェクトチームを設置し、職員の相談対応や離職等の原因の調査分析など、実行性のある改善対策を実施することで、安心して働き続けられる職場環境づくりを行う事業とする。

### (補助金交付額の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額(ただし、県予算の範囲内での交付となる。)とする。

- (1) 別表第1欄に定める基準額と別表第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額(ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

### (補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければ

- ばならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
  - (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
  - (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式 5 により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### **（交付申請）**

第 6 条 この補助金の交付申請は、様式 1 による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### **（概算払）**

第 7 条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式 4 を知事に提出するものとする。

#### **（変更申請）**

第 8 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 6 条に定める申請手続きに従い、知事の定める日までに様式 2 を知事に提出するものとする。

**(実績報告)**

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

**(県内中小企業への配慮)**

第10条 この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

**(補則)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

**附則**

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別表)

1 病院あたり 5,047 千円	<p><b>(1) コーディネーター経費</b> コーディネーターの配置に係る給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（コーディネーターの給与費に相当する）</p> <p><b>(2) プロジェクトチーム経費</b> プロジェクトチームの設置に係る経費（外部委員の謝金、費用弁償等）</p> <p><b>(3) 活動経費</b> コーディネーター及びプロジェクトチームの活動に係る謝金、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費、使用料及び賃借料</p>	1/2 以内
------------------	--	--------